

事務連絡
令和8年4月16日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕

住宅宿泊事業主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
国土交通省観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業法における旧氏の取扱いについて

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定に基づく届出における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおり取り扱いを整理しましたので、適切な対応をお願いいたします。

記

住宅宿泊事業法第3条第2項第1号から第3号及び第6号並びに住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第2項第1号に定める氏名について、戸籍氏及び旧氏の併記又は旧氏単記が可能である。

なお、戸籍氏及び旧氏の併記を希望する場合は、届出者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧氏を記載するものとする。

以上